

# 発言席

78億、ショートステイ40億、デイサービス30億、グループホーム68億円)、84%が施設支援(2709億円)であった。

上述の厚労省の動きは、

厚生労働省はこの1月、介護制度改革本部を設置し、本部門に介護保険制度と障害保険福祉施策との関係等を検討するため幹事会を置いた。介護保険の2005年見直しに合わせ、作業は急ピッチで進んでいる。

障害をもつ人への援助は、1951年以来、すべてが行政によって決定される措置委託制度に拠っていたが、昨年4月から支援費制度に変わった。これは当事者が自分に必要な支援を、それを提供できる事業主との契約によって決定し、要した費用を税(国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1)から支出する制度である。居宅生活支援と施設支援があり、03年度の国の予算規模は、支援費全体で3225億円、うち、16%が居宅生活支援(ホームヘルプ2

新聞報道では、「ホームヘルプサービスなどが急増し、約100億円不足するなど財政面の問題が表面化し、税で賄う今の制度を続けるのは困難との見方」。「介護保険と障害者支援の統合検討へ……徴収年齢引き下げも」などと説明されている。因みに100億円は支援費全体の約3%に相当する。

厚労省が02年12月にまとめた新障害者基本計画では、①身近な相談支援体制の構築②ホームヘルプ等地域生活を支えるサービスの充実③入所施設は真に必要なものに限定する、等が施策の基本的方向として掲げられている。ある入所施設では、慎重な聞き取り調査の結果、聞き取り可能であった人の約8割にあたる入所者がグループホームなどの地域生活を望んだとの報告



## NPO法人「海から海へ」理事長・阿部公輝

もある。

介護保険は2分の1の国庫補充はあるが、基本的には、将来予知される高齢による自身の要介護状態に備える保険である。支給判定の基準は最低限の生命維持にあり、最要介護度でも1日3、4時間のホームヘルプサービスしか受けられない。応益負担があり、生活保護受給者にも保険料納付義務がある。このような制度では障害者支援は不可能である。

知的障害をもつ31歳のMさんは、マンションにあるグループホームを週4日利用する生活を続けている。支援者の手を借りて、友人や近所の人、主治医たちに電子メールで近況を送る。自転車で通う作業所の仕事のこと、工賃で飼った猫の餌や砂を買ったこと、支援者とお料理をしたこと……。すべきことを淡々と続けながら油絵を描くなど、人生にチャレンジする彼女の生活は施設では考えられない。

障害をもつて生まれた人は、100%公的責任によって適切な支援を受ける権利を有する(憲法第25条)。支援は、施設の中ではなく、まちの中で社会人として活動できるためのものでなければならぬ。厚労省がなすべきは、施行後たった1年の支援費制度を改変統合することではなく、制度の理念の実現へ向けての努力である。84%の施設支援費を温存し、自立生活支援ニーズの予算超過3%を問題視することは、社会も当事者も望んでいない。

まちの中の彼女たちは助けられるだけの存在ではない。彼女の小学校時代の先生は、「Mさんこそ私の先生」と言い、作った野菜をグループホームに届ける。彼らは人を愛し、信じ、裏切らない。よきものの確かな存在を眼前に示し、あなたたちも同じなのだよ、という励ましを与えてくれる。受け取るのに必要な想像力と少しの勇氣だけである。真のインクルージョンとは、彼らの大きな社会的価値を認め、それに応ずることである。

(毎週日曜日に掲載)